

○国見町コーポレート・アイデンティティV I ロゴの使用に関する要綱

(令和7年3月6日告示第10号)

(趣旨)

第1条 この告示は、国見町コーポレート・アイデンティティガイドラインに規定されている国見町コーポレート・アイデンティティのビジュアル・アイデンティティロゴ（以下「V I ロゴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 V I ロゴを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、町長にあらかじめ国見町コーポレート・アイデンティティV I ロゴ使用許可申請書（第1号様式）を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町の機関が業務の目的で使用する場合
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用する場合
- (3) 新聞、テレビ及び雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) 前3項に掲げるもののほか、許可の手続を必要としないと町長が認めた場合

(使用許可の期間)

第3条 V I ロゴの使用許可の期間は、使用を許可した日から起算して1年間とする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続きV I ロゴを使用しようとするときは、新たに前条の許可を受けなければならない。

(使用許可の基準)

第4条 町長は、第2条の使用許可申請があった場合において、その内容を適切と認めたときは、当該使用を許可するものとする。

2 町長は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。ただし、町長が特に適切と認めたときは、この限りでない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (2) 特定の政治及び思想の活動に使用しようとする場合
- (3) 特定の個人等のために使用しようとする場合
- (4) 町の事業又は町が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められる場合
- (5) 町のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められる場合
- (6) V I ロゴを町長が指定する正しい使用方法に従って使用しないおそれがあると認められる場合
- (7) 品質及び性能等に関して公共機関の認定が必要な新製品に使用しようとする場合において、当該認定等が得られない場合
- (8) 社会通念上許可することが不適切と認められる場合

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が許可しないことが適切であると判断した場合
(使用の許可)

第5条 町長は、第2条に規定する申請に基づき、許可することが適切と認めるときは、国見町コーポレート・アイデンティティV Iロゴ使用許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用の不許可)

第6条 町長は、第4条第2項に規定する申請を許可することが不適切と認めるときは、国見町コーポレート・アイデンティティV Iロゴ使用不許可書（第3号様式）で申請者に通知するものとする。

(使用料)

第7条 V Iロゴの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 V Iロゴの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 許可された使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ガイドラインに基づき正しく使用すること。
- (4) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかに町長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。

(許可内容の変更等)

第9条 使用者が許可内容を変更しようとするときは、国見町コーポレート・アイデンティティV Iロゴ使用変更許可申請書（第4号様式）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、許可することが適切と認めるときは、国見町コーポレート・アイデンティティV Iロゴ使用変更許可書（第5号様式）を申請者に交付するものとする。

3 町長は、V Iロゴの使用内容の変更を許可しないときは、国見町コーポレート・アイデンティティV Iロゴ使用変更不許可書（第6号様式）により、使用者に通知するものとする。

4 使用者は変更申請の許可後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 町長は、当該使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2項に該当又は第8条に違反していると認めるとき。

- (2) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。
- 2 町長は、前項の規定により許可を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した国見町コーポレート・アイデンティティV I ロゴ使用許可取消通知書（第7号様式）により通知するとともに、その許可に係る物品の使用を停止し、回収を求める等適切な措置を講じることができる。
 - 3 第1項の規定により許可を取り消された者は、許可取消通知があった日以後、当該許可に係るV I ロゴを使用してはならない。
 - 4 使用許可の取消しに伴い発生する使用物件の回収等費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。
 - 5 町長は、前項に規定するもののほか、許可を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を一切負わない。

（V I ロゴに関する権利）

第11条 V I ロゴに関する一切の権利は、町に帰属する。

（損害賠償）

第12条 使用者がV I ロゴの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、町は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年3月6日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

国見町コーポレート・アイデンティティV I ロゴ使用許可申請書
[別紙参照]

第2号様式(第5条関係)

国見町コーポレート・アイデンティティV I ロゴ使用許可書
[別紙参照]

第3号様式(第6条関係)

国見町コーポレート・アイデンティティV I ロゴ使用不許可書
[別紙参照]

第4号様式(第9条関係)

国見町コーポレート・アイデンティティV I ロゴ使用変更許可申請書
[別紙参照]

第5号様式(第9条関係)

国見町コーポレート・アイデンティティV I ロゴ使用変更許可書
[別紙参照]

第6号様式(第9条関係)

国見町コーポレート・アイデンティティV I ロゴ使用変更不許可書
[別紙参照]

第7号様式(第10条関係)

国見町コーポレート・アイデンティティV I ロゴ使用許可取消通知書
[別紙参照]